

(案)

資料1

滋賀県告示第 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画区域区分を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類
大津湖南都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
大津市の一部、草津市、守山市、栗東市、野洲市および湖南市
- 3 図書の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2-1
滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75
滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200
大津市都市計画部都市計画課 大津市御陵町3-1
草津市都市計画部都市計画課 草津市草津三丁目13-30
守山市都市経済部都市計画・交通政策課 守山市吉身二丁目5-22
栗東市建設部都市計画課 栗東市安養寺一丁目13-33
野洲市都市建設部都市計画課 野洲市小篠原2100-1
湖南市建設経済部都市政策課 湖南市中央一丁目1